

手話言語条例の早期制定を求める意見書

手話を言語として認め、ろう者とりょう者以外の者が共に安心して暮らせる地域社会を目指し、手話言語条例の制定が各地で進んでいます。

全日本ろうあ者連盟によると、本年十月五日現在、二十四道府県、二区、百四十八市、十九町の計百九十三自治体で手話言語条例が成立しているとされていますが、国の手話言語法は未だ制定されていません。

平成十八年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」では、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と明記され、平成二十三年に改正された「障害者基本法」において「言語」に手話が含まれると規定されましたが、手話に対する理解とその普及は未だ十分に進んでいない状況にあります。

障害の有無によって分け隔てられることなく、各個人が相互に尊重し合い、支え合いながら生きる共生社会を実現するためには、誰もが意思疎通を円滑に行い、必要な情報を発信、受信ができるように、言語としての手話が広く普及し、日常生活で利用されることが求められます。

東京都は、東京2020パラリンピック競技大会を迎えるにあたり、誰もがいきいきと生活できる、活躍できる「ダイバシティ」を「2020年に向けた実行プラン」に位置付け、本年十月一日には「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を施行しました。同条例の精神に基づき、広く都民及び事業者へ言語としての手話の理解と普及を図り、利用しやすい環境整備を今後具体的に進めていくためには、東京にふさわしい手話言語条例を制定するとともに、国の手話言語法の実現を後押しすることが不可欠です。

よって、中央区議会は、貴職に対し、手話言語条例の早期制定を求めるものです。

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

平成三十年十月十七日

東京都中央区議会議長 磯野 忠

東京都知事 あて